

生活衛生関係営業のみなさまへ

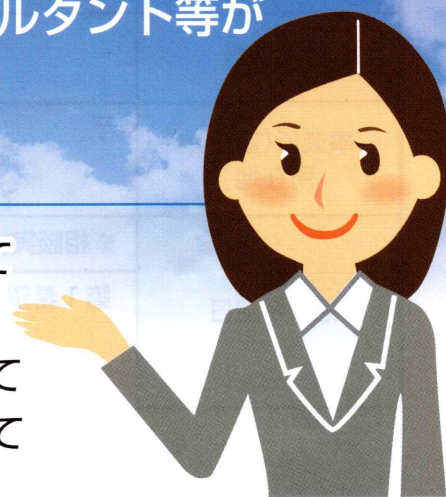
鮎商、社交飲食業、そば商、料理業、食肉販売業、飲食業、興行場
ホテル・旅館業、美容業、理容業、クリーニング業、公衆浴場業

専門家による無料相談会

事前
予約制

さまざまな経営課題に中小企業診断士、社会保険労務士、
税理士、行政書士、弁護士、ITコンサルタント等が

無料で相談に応じます。



相談内容

- ▶ 国・県の支援施策の利用・申請について
- ▶ 生活衛生貸付等の融資について
- ▶ デジタル化、IT、税制、事業承継について
- ▶ 社会保険、労働保険等人事労務について
- ▶ その他経営に関することなど

申込期限

令和7年11月28日(金)まで

申込方法

裏面の申込書に必要事項を記入のうえ下記指導センター
までメール、FAX、郵送でお申し込みください。

注意事項

- ▶ 相談実施日は令和7年12月26日(金)までの平日のみ開催です。
- ▶ 申込書は相談希望日の2週間前までにセンターへ送付してください。
なお、相談希望日が12月の場合は、上記申込期限までとなります。
- ▶ 相談時間は原則として1時間30分以内です。



公益財団法人

長野県生活衛生営業指導センター

電話 (026) 235-3612 FAX (026) 234-0369

〒380-0872 長野市南長野妻科 426-1

長野県建築士会館 3 階

<https://www.seiei.or.jp/nagano/>

E-mail: naganocenter@seiei.or.jp

申込書の電子ファイル
はこちらから
[指導センターホーム]
ページへリンク



専門家による無料相談会 申込書

長野県生活衛生営業指導センターあて

FAX:026-234-0369

E-mail:naganocenter@seiei.or.jp

事業所(店舗)名

申込者氏名

連絡先電話番号 事業所(店舗)

携帯電話

業 種		生衛同業組合 加入の有無	加入 ・ 未加入
企業形態	個人 ・ 法人	営業年数	約 年
従業員数	名	FAX番号	
事業所(店舗) 所在地	〒		
相談希望日	※相談実施日は令和7年12月26日(金)までの平日のみです。		
	第1希望 月 日	第2希望 月 日	
相談内容	該当する項目に○印をしてください。 () 国、県等が実施する支援施策の利用・申請について () 生活衛生貸付等融資について () デジタル化、ITについて () 税制、事業承継について () 社会保険、労働保険等人事労務について () その他経営に関する事など		
相談の 具体的な内容、 現在の状況 など	(具体的な相談内容) (現在の状況)		

- 申込受付後、相談内容の確認、相談日時・会場等の調整をさせていただきます。
- 相談会場までお越しいただく場合がありますのでご承知ください。
- 当日は相談に必要な書類をご用意ください。(事業計画書、決算書、確定申告書など)
- 申込書に記入いただいた内容は、生活衛生関係営業経営支援対策事業以外の目的に使用しません。